

社会福祉法人
世田谷区社会福祉協議会

令和 6 年度 第 3 回評議員会

議 事 錄

令和 7 年 3 月 25 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
令和6年度 第3回評議員会議事録

1. 開催（招集）通知年月日

令和7年3月17日（月）

2. 開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年3月25日（火）午後2時00分～午後3時38分
(2) 場所 砧区民会館（成城ホール）集会室C・D
(世田谷区成城6-2-1)

3. 評議員現員数

63名（令和7年3月1日現在）

4. 出席評議員数及び氏名

(1) 出席評議員数 44名

(2) 氏名

世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域
大久保 梢	重田 朗子	増田 キヨ子	吉岡 靖之	島田 益吉
山崎 和則	滝澤 葉子	染野 和夫	丸山 晴男	宮坂 公子
芳澤 容子	都崎 裕子	清水 益子	吉川 百合子	安藤 正一
安土 美智子	松尾 照子	矢嶋 禮子	石井 優子	並木 正道
村上 知恵子	狩野 千賀子	前田 美智子	妹尾 廣子	杉田 紀子
西垣 禮子	増山 晶一	野村 君子	原島 二三代	小磯 満
滝嶋 秀夫	大塚 紀子	豊田 和江	岡 幸子	
谷崎 茂保	池田 紀明	柏谷 孝一	荒川 和茂	
	中村 佳壽子	小島 和子	安藤 久信	
	上田 啓子	黒木 勉		
		杉田 春義		

(3) 欠席評議員氏名

北野康子、富澤美智代、香西裕子、岡庭茂行、山口美恵子、高木照子、須藤和代
吉岡榮子、高橋直之、河野清、杉山真生子、鎌田嘉次、高橋聰子、高橋節子、榎本善子
石井敏春、福田公英、原島十一、山本伸子

(4) 役職者、監事出席者氏名

役職者：鈴木賢治、岡崎克美、西崎守、坂本雅則
監事：近造廸夫、板谷雅光、丹羽克裕

5. 議長

安藤久信評議員

6. 決議に特別の利害関係を有する評議員

該当なし

7. 議題

決議事項

議案第1号 令和6年度補正予算（第一次）の訂正

議案第2号 令和6年度補正予算（第二次）

議案第3号 令和7年度事業計画・予算

議案第4号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正

6. 報告事項

(1) 第4次世田谷区地域福祉活動計画の策定について

(2) 予算の流用について

(3) 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正について

(4) ふらっとホーム世田谷及び分室の移転について

7. その他

(1) 令和7年度理事会・評議員会等スケジュールについて

(2) えみいレポート 世田谷区成年後見センター活動報告書について

8. 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

午後2時00分、長岡事務局長より、議長が決定するまでの間、進行を務める旨の周知があり、事前配布資料の確認の後、今回の評議員会開催に至る経過について報告がなされた。

評議員総数63名のうち、44名の出席があり、評議員会が成立していることが確認されたのち、長岡事務局長より開会が告げられた。

続いて、西崎副会長より、出席している評議員に向けて挨拶があった。

その後、事務局より、評議員会の召集通知に基づき、決議事項に特別の利害関係を有する評議員の有無について確認がなされ、本日の議案に関して該当する評議員はいない旨の報告があった。

続いて、出席評議員による互選により議長の選出が行われ、安藤久信評議員が議長に就任した。

議長からは、吉岡靖之評議員および吉川百合子評議員を議事録署名人に指名する提案があり、出席評議員より了承された。

(1) 決議事項

議案第1号 令和6年度補正予算（第一次）の訂正

令和6年度補正予算（第一次）の訂正について雨宮総務課長から説明があった。

- ・昨年11月の第2回評議員会で承認された補正予算第1次の資料を修正する。
- ・積立金現在高表において、シルバー資金融資積立金の廃止に伴う修正を実施した。
- ・当初、権利擁護推進基金の積立額を986万1,000円と設定した。
- ・監事から誤差の指摘を受け、正確な金額である986万351円に訂正した。
- ・他の表については修正なし。

安藤議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

安藤議長 ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第1号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

（拍手により全員賛成）

安藤議長 ご異議がないようですので、議案第1号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第2号 令和6年度補正予算（第二次）

令和6年度補正予算（第二次）について、雨宮総務課長から説明があった。

- ・収入・支出の総額：どちらも3,994万2,000円。
- ・1点目（退職給付）：想定外の普通退職者発生により、退職給付引当資産217万6,000円を取り崩し、人件費として支出した。
- ・2点目（基金運営）：前期末支払資金のうち2,902万円を事業運営付金として積み立てた。
- ・3点目（福祉喫茶の収益増）：来客増により事業収入874万6,000円増加した。その収入をもとに人件費及び事業費を増額した。

安藤議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

安藤議長 ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第2号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

（拍手により全員賛成）

安藤議長 ご異議がないようですので、議案第2号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第3号 令和7年度事業計画・予算

令和7年度事業計画について長岡事務局長から、予算について雨宮総務課長から説明があった。

■事業計画

令和7年度運営方針

1.はじめに

- ・2025年、高齢化の進行と出生数の減少が顕著に。
- ・コロナ禍や物価上昇により、孤独・孤立や生活困窮が深刻化。
- ・ひきこもり、ヤングケアラーなど複雑な課題への支援が必要。
- ・世田谷区は「世田谷版地域包括ケアシステムの強化」を推進。
- ・社協は相談・参加支援、地域づくりを強化し、地域福祉活動計画を開始。

2.主な事業

(1) 地域福祉推進事業

- ・住民・関係機関と連携し、相談支援・居場所づくり・アウトリーチを強化。
- ・移動販売車の誘致やコミュニティバス支援で買い物支援を推進。
- ・食支援の拡充（食品寄付の受け入れ強化、各地域と連携）。
- ・高齢者向け「はり・きゅう・マッサージサービス」事前受付業務を開始。
- ・福祉喫茶を見直し、障害者の就労支援を強化。

(2) 生活自立支援事業

- ・「ふらっとホーム世田谷」が世田谷区役所三軒茶屋分庁舎に移転。
- ・コロナ禍で生活困窮者支援のニーズが高まり、関係機関と連携強化。
- ・生活福祉資金特例貸付の終了後も生活再建支援を継続。
- ・ひきこもり相談窓口「リンク」の支援を強化。

(3) 権利擁護事業

- ・成年後見センターの運営を強化し、制度利用促進・支援者育成を推進。
- ・「あんしん事業利用開始前支援事業」を新設し、緊急支援を拡充。

3. 地域福祉活動計画の強化

- ・「第4次世田谷区地域福祉活動計画」を策定し、2025年度から開始。
- ・住民・事業者・行政が協働し、福祉のまちづくりを推進。
- ・8年間の計画（2025～2032年）で地域福祉の具体的施策を展開。

4. 法人運営基盤の整備・強化

(1) 健全な財政運営

- ・「財政健全化計画」に基づき収支の見直しを徹底。
 - ・事業の受託や自主財源確保で財政基盤を強化。
- (2) 効果的・効率的な組織・事業運営
- ・CSW機能を最大限発揮し、多様な住民ニーズに対応。
 - ・ICT化の推進で業務効率化を図る。
- (3) 職員の人才育成
- ・専門性向上のための研修プログラムを充実。
 - ・会計・契約事務の正確な遂行を目指し、職層研修を強化。

■予算

1. 予算全体の概要
 - ・収入：1,675,069千円（前年度比-13.29%）
 - ・支出：1,685,733千円（前年度比-12.13%）
 - ・事業活動の収入・支出：ともに微増
2. 事業活動の収入
 - ・増加要因
 - ・新規事業の受託
 - ・東京都社会福祉協議会からの権利擁護推進事業予算拡大（単年度のみ）
 - ・福祉喫茶の見直しによる売上増加
3. 事業活動の支出
 - ・増加要因
 - ・物価高騰対応のため職員賞与の支給月数増
 - ・本部事務所の狭隘化対応によるレンタルルーム使用料
4. 収入予算
 - ・寄付金収入：子ども食堂等の事業への寄付増（前年度比15%増）
 - ・受託金収入：新規事業の受託や仕様変更により増加
 - ・事業収入：福祉喫茶の客足回復による增收
5. 支出予算
 - ・人件費：職員賞与増、育休代替・受託事業対応の増員
 - ・事務費：消費税増を考慮した租税公課の増加
 - ・助成金：子ども食堂助成対象拡大
 - ・リース費用：パソコンを買い取りからリースへ変更
6. 基金・積立金の取り崩し
 - ・進学応援給付金：児童の社会的自立支援（120,000円/年×21名）
 - ・事業運営積立金：職員人件費や賞与の増額分補填
 - ・地域支えあい積立金：ふれあいサービスの不足する経費補填
 - ・電算運用積立金：パソコンリース費用補填
 - ・権利擁護推進基金：区民成年後見人の活動支援

安藤議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

【質問 1】会費および歳末たすけあい募金の現状と次年度予算計上額について

荒川評議員

今年度の社協会費および歳末たすけあい募金の集まり状況について、直近の数値があれば教えてほしい。また、歳末たすけあい募金については、令和 5 年度実績が 3,200 万円ある中で、令和 6 年度すでに 3,000 万円超の見込みであれば、令和 7 年度の予算計上額は現在の 2,800 万円ではなく、3,000 万円程度にしてもよいのではないか。

雨宮総務課長

- ・会費については、本部への未入金地域もあるが、現時点で約 3,100 万円強を受領。
- ・歳末たすけあい募金も同程度の金額を受領している。
- ・ただし、予算に計上される「共同募金配分金」は、歳末たすけあい募金だけでなく、未配分の共同募金配分金も含まれている。
- ・当該年度内には、民生委員等によるお見舞金配布や事務経費（3%）等により一部支出があるため、3,100 万円の募金額であっても、次年度予算に 3,000 万円を計上するのは難しい。
- ・さらに、共同募金配分金は前年度の実績に基づき、次年度に活用される仕組みとなっており、当年度の募金額から必要経費を差し引いた残額を東京共同募金会へ納付し、その額が翌年度 4 月に振り込まれる流れである。
- ・このため、来年度（令和 7 年度）の予算としては、令和 6 年度募金からの支出額（お見舞金等）を差し引いた残額を反映した 2,800 万円の計上としている。

【質問 2】非常勤職員の勤務形態と処遇改善について

荒川評議員

職員体制を見ると、常勤より非常勤職員の方が多く在籍していることがわかる。非常勤職員の処遇改善が必要との立場から、以下の点について確認したい。

- ・非常勤職員の勤務形態は、月 16 日勤務や月 12 日勤務など、個人によって異なるのか。
- ・賃金について、公契約条例の対象外ではあるものの、それに準じた水準の処遇とすべきと考えているが、現状どうなっているのか。
- ・今年度中途退職者 5 名のうち、常勤・非常勤の内訳も知りたい。
- ・来年度の人件費や予算編成において、非常勤職員の処遇改善や人件費の底上げをどのように考えているのか。

雨宮総務課長

- ・非常勤職員には「地域福祉支援員」と「専門員」の2種類があり、基本的に月16日勤務となっているが、ご本人の希望により月12日勤務の職員も少数ながら存在している。
- ・令和7年度の世田谷区公契約条例による時給単価は1,460円だが、本会の非常勤職員はこれを上回る1,525円程度となっている(時給換算)。
- ・非常勤職員には期末手当・勤勉手当を含めた賞与が支給されており、基本的には年間4.2か月分である。令和6年度は物価高騰を踏まえ、さらに0.5か月分を上乗せして支給している。
- ・ただし、公契約条例の最低単価は年々上昇しており、今後さらに上がることを見越す必要がある。常勤職員のうち若手職員の給与水準も低くなる可能性があるため、非常勤・常勤問わず処遇の見直しが必要との認識を持っている。
- ・このため、令和7年度に向けて、人事考課制度および給与制度の見直しを目的としてコンサルタントを導入し、検討を進めているところである。
- ・特に、給与の低さが理由で退職することのないような制度設計を目指しており、今後も継続して対応していきたいと考えている。

補足

荒川評議員より、全国的に最低賃金1,500円を目指す動きがある点について指摘があり、雨宮総務課長からは本会の非常勤職員の時給換算額は1,525円であるとの回答があった。

【質問3】法人としての防災対策の必要性について

染野評議員

令和7年度の事業計画および運営方針を受け、災害への対策、防災の取り組みについて意見を述べたい。災害対応は今後ますます重要な課題であり、法人全体として防災体制を強化すべきと考える。現在の計画には「法人の強化」や「整備」が盛り込まれているものの、「法人としての防災対策」についての記述が見られない。たとえば「災害対策費」といった項目も予算上に見受けられないのではないか。

雨宮総務課長

- ・現在、職員が最低3日間過ごせる食材等の備蓄は行っており、それらは消耗品費として予算に計上しているが、名称として「災害対策費」と明記しているわけではない。
- ・BCP(事業継続計画)は策定済みであり、世田谷区・世田谷ボランティア協会との三者協定に基づき、災害時には連携して対応する体制を整えている。ただし、現時点ではまだ具体化が不十分な点も多く、今後も情

報共有を続け、体制の具体化を進めていきたい。

染野評議員

今回の意見は「被災者支援体制」ではなく、「社会福祉協議会という事業体そのものの災害対策」に関する提言と思ってほしい。

雨宮総務課長

- ・現在、BCP の見直し作業を進めており、本部・地域事務所・ぷらっとホーム世田谷の各拠点において、必要最小限の物品を洗い出し、具体的な整備に向けて動いている。
- ・令和 7 年度には BCP をある程度形にできる見込みであり、職員を守る観点も含めて、法人としての防災体制をしっかりと整えていく考えである。

安藤議長

他にご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第 3 号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

(拍手により全員賛成)

安藤議長

ご異議がないようですので、議案第 3 号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第 4 号

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正（案）の決定について、雨宮総務課長より説明があった。

- ・昨年 11 月の理事会で、社会福祉法人指導監査の結果に対する改善について報告された。
- ・理事及び監事の報酬等の額について、法人内調整および所轄庁確認中のため保留となっていた。
- ・指導内容として、理事及び監事の報酬等の額が評議員会の決議によって定められていないため、是正が求められた。
- ・改正内容は、理事及び監事の報酬について明確化する。（理事は無給とし、監事の報酬は要件ごとに 1 日の報酬額を設定し、年間総額の範囲で支給する。）
- ・施行年月日は、令和 7 年 4 月 1 日。

安藤議長

それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

安藤議長

ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第 3 号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

(拍手により全員賛成)

安藤議長 ご異議がないようですので、議案第3号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

(2) 報告事項

議長の指示により、以下の事項について事務局より報告を行った。

(1) 第4次世田谷区地域福祉活動計画の策定について

遠藤副参事（計画担当）

(2) 予算の流用について

雨宮総務課長

(3) 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正について

雨宮総務課長

(4) ふらっとホーム世田谷及び分室の移転について

田邊自立生活支援課長

(3) その他

議長の指示により、以下の事項について事務局より報告を行った。

(1) 令和7年度理事会・評議員会等スケジュールについて

雨宮総務課長

(2) えみいレポート 世田谷区成年後見センター活動報告書について

堀権利擁護支援課長

(3) 自立生活支援課長の人事について

長岡事務局長

長岡事務局長より、令和6年度をもって田邊自立生活支援課長が再雇用管理職を退任する旨の説明の後、田邊課長より参加者に向けて挨拶が行われた。

安藤議長 以上をもちまして本日の議案及び報告事項は全て終了いたしましたが、皆様から何かご意見はございませんか。

(特になし)

9. 閉会

以上をもって議事を終了したので午後3時38分に議長が閉会を宣し、解散した。

上記の決定を明確にするため議事録署名人において次に記名押印する。

令和　　年　　月　　日
署名人

令和　　年　　月　　日
署名人

令和　　年　　月　　日
署名人

